

【消費者ホットライン】188(いややー)
に「ご相談ください

●「消費者ホットライン」188とは

「消費者ホットライン」188は、お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

- ・「悪質商法等による被害にあった」
- ・「ある製品を使ってけがをしてしまった」
- ・「お試し購入のはずが定期購入契約になつた」

などの消費者トラブルで困つていませんか？また、「新型コロナワクチンが接種できます。後日全額返金されるので10万円を振り込むように」という不審な電話など、新型コロナウィルス感染症に関連したトラブルや、「豪雨で雨漏りを修理してもらつたが、さらに酷くなつた」など、災害に関するトラブルで困つていませんか？



イヤヤン

消費者庁 消費者ホットライン
188 イメージキャラクター

消費生活 なび NO.150

くだもの 果物の訪問販売トラブル

突然、見知らぬ人が自宅を訪れ、「採れたてのミカンをちょっと食べてみてください」などと試食を勧めてきた。このような果物の訪問販売にまつわるトラブルがしばしば報告されています。

軽い気持ちで試食に応じたら「食べたからには買ってもらわなければ困る」と強引に購入させられた。「試食品はそれなりに新鮮でおいしいと感じたが、購入したものは古く傷んだものばかりだった」という苦情が多くを占めています。

見ず知らずの訪問業者から試食などを勧められたら、安易に応じず、慎重に対応してください。
強引な勧誘に不安を感じたら、警察や消費生活相談室に相談してください。

問 消費生活相談室 ☎84-1233(毎週火曜日 午前10時~午後4時)

地域安全ニュース

年末年始はSTOP！電話de詐欺！

令和4年8月末現在、県内では「電話de詐欺」被害が892件発生し、被害額は約18億円を超えています。

●被害に遭わないために

「電話de詐欺」の手口は日々巧妙化しています。千葉県警では、被害に遭わないよう次のポイントに注意を呼びかけています。不審な電話が来た場合には、すぐに相談してください。

- ・在宅中でも常時留守番電話に設定しましょう
- ・1人で判断しないようにしましょう
- ・振込または引出をする前に、必ず家族や警察に相談しましょう
- ・電話、メール、はがきで「お金」や「キャッシュカード」の話が出たら、それは詐欺です

●千葉県警では「声掛け」のお願いをしています

千葉県警では、銀行、郵便局、コンビニエンスストアの従業員に対して、次のポイントを参考に、「電話de詐欺」被害に遭っていると思われる方を見かけた場合は、「声掛け」をするよう協力をお願いしています。

- ・携帯電話をかけながらATMを操作している
- ・高齢者が1人で振込または引出に来ている
- ・慌てていたり、落ち着きがない様子でいる
- ・何度もATM操作のために来店している
- ・振込先をメモに書いている

また、万一声を掛けられた場合は、「電話de詐欺」被害防止のための取組であることをご理解いただき、ご協力ををお願いします。

問 山武警察署 ☎0475-82-0110(代表) 電話de詐欺相談専用ダイヤル ☎0120-494-506